

關係條例等

水俣市防災会議条例

昭和38年4月1日
告示第8号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、水俣市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 水俣市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防計画その他水防について重要な事項を調査審議させること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は、50人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官
 - (3) 熊本県の職員
 - (4) 熊本県警察の警察官
 - (5) 副市長及び教育長
 - (6) 水俣市北広域行政事務組合消防長及び水俣市消防団長
 - (7) 市の職員
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (10) その他市長が必要と認める者
- 6 前項の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、熊本県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、総務企画部において処理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 45 年 9 月 30 日条例第 22 号抄）

1 この条例は、昭和 45 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 49 年 9 月 27 日条例第 24 号抄）

1 この条例は、昭和 49 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 10 月 4 日条例第 22 号抄）

1 この条例は、昭和 51 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 3 月 28 日条例第 5 号）

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 9 月 25 日条例第 27 号抄）

1 この条例は、昭和 53 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 3 月 22 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 62 年 6 月 27 日条例第 9 号抄）

1 この条例は、昭和 62 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 31 日条例第 6 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 9 月 29 日条例第 36 号）

この条例は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 30 日条例第 3 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 6 月 20 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 24 日条例第 37 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例による改正後の水俣市防災会議条例第 3 条第 5 項の規定により最初に任命された委員の任期は、同条第 6 項の規定にかかわらず、平成 19 年 5 月 31 日までとする。

附 則（平成 19 年 3 月 23 日条例第 3 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 20 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 19 日条例第 14 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日条例第 10 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 14 日条例第 3 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

水俣市防災会議委員名簿

区 分	機 関 名	役 職	所 在 地
会 長	水俣市	市長	水俣市陣内 1-1-1
(1) 指定地方行政機関職員	国土交通省熊本河川国道事務所	所長	熊本市東区西原 1-12-1
	国土交通省八代河川国道事務所	所長	八代市萩原町 1-708-2
	八代海上保安署	署長	八代市港町 139
	熊本南部森林管理署水俣森林事務所	主席森林官	水俣市白浜町 1-22
(2) 陸上自衛隊の自衛官	陸上自衛隊西部方面特科連隊第 1 大隊	大隊長	熊本市北区八景水谷 2-17-1
(3) 熊本県の職員	熊本県芦北地域振興局	局長	葦北郡芦北町芦北 2670
(4) 熊本県警察の警察官	熊本県水俣警察署	署長	水俣市ひばりが丘 3-1
(5) 副市長及び教育長	水俣市	副市長	水俣市陣内 1-1-1
	水俣市	教育長	水俣市陣内 1-1-1
(6) 消防長及び消防団長	水俣市	消防長	水俣市ひばりが丘 3-12
	水俣市消防団	団長	水俣市陣内 1-1-1
(7) 市の職員	水俣市	総務企画部長	水俣市陣内 1-1-1
	水俣市	福祉環境部長	水俣市陣内 1-1-1
	水俣市	産業建設部長	水俣市陣内 1-1-1
	水俣市	総医事務部長	水俣市天神町 1-2-1
	水俣市	上下水道局長	水俣市陣内 1-1-1
	水俣市	議会事務局長	水俣市陣内 1-1-1
	水俣市	福祉事務所長	水俣市陣内 1-1-1
(8) 指定公共機関又は指定地方 公共機関の役員又は職員	九州旅客鉄道株式会社新水俣駅	駅長	水俣市初野 305-1
	肥薩おれんじ鉄道総務部総務課	課長	八代市萩原町 1-1-1
	西日本電信電話株式会社熊本支店	設備部長	熊本市中央区九品寺 1-2-1
	NHK水俣通信部	記者	水俣市大園町 1-9-2
	九州電力送配電株式会社八代配電事業所	所長	八代市塩屋町 4-38
	産交バス株式会社水俣営業所	所長	水俣市月浦 54-20
	南九州センコー株式会社	社長	水俣市港町 1-3-12
(9) 自主防災組織を構成する者 又は学識経験のある者	水俣市自主防災組織連絡協議会	会長	水俣市陣内 1-1-1
(10) その他、市長が必要と認 める者	水俣市議会	議長	水俣市陣内 1-1-1
	水俣市議会総務産業委員会	委員長	水俣市陣内 1-1-1
	日本郵便株式会社水俣郵便局	局長	水俣市浜町 2-11
	水俣市葦北郡医師会	会長	水俣市八幡町 2-1-33
	水俣市商工会議所	会頭	水俣市大園町 1-11-5
	JNC株式会社水俣製造所	事務部長	水俣市野口町 1-1
	水俣市地域婦人会連絡協議会	会長	水俣市浜町 3-9-33
	水俣市建設業協会	会長	水俣市陣内 1-5-3
	水俣市自治会長会	代表委員	水俣市陣内 1-1-1
	熊本県立水俣高等学校	校長	水俣市洗切町 11-1
	水俣市立小中学校長会	会長	(水俣市各小中学校で持ち回り)
	熊本県LPガス協会水俣支部	支部長	(LPガス協会で持ち回り)
	熊本県海難救助隊水俣地区隊	隊長	水俣市長野町 9-8
	水俣市社会福祉協議会	生活支援コーディネーター	水俣市牧ノ内 3-1
	熊本県看護協会水俣・芦北支部	支部長	水俣市天神町 1-2-1
	水俣市身体障害者福祉協会連合会	会長	水俣市梅戸町 1-4-5

水 俣 市 災 害 対 策 本 部 条 例

昭和38年6月24日

告 示 第 6 4 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、水俣市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

条履歴

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月20日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。